

橿原公苑陸上競技場及び奈良県文化会館愛称命名権者募集要項

1 募集の趣旨

民間の資金を活用して、持続可能な施設の運営と施設サービスの維持・向上を図り、施設の魅力を高めることを目的として、県有施設の命名権者を以下のとおり募集します。

2 募集の概要

次の条件で施設の命名権者を募集します。

なお、今回命名していただくのは、施設の愛称であることから条例の改正は行いません。

(1) 対象施設及び募集金額等

施設名	募集金額（年額）	契約期間
橿原公苑陸上競技場	500万円以上	3～5年
奈良県文化会館	800万円以上	

※1 各施設の所在地及び概要は別添のとおりです。

※2 募集金額には消費税及び地方消費税相当額を含みます。また、**募集金額は希望額であり**、募集金額未満の場合も応募は可能とします。

なお、命名権料の用途は、施設のサービスの維持、向上のために必要な事業の財源とします。

※3 契約期間は3～5年を原則としますが、この期間外であっても応募は可能とします。

(2) 命名条件

① 次のいずれかに該当するものは、名称として使用できません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

カ 個人の氏名

キ その他、名称として適当でないと認められるもの

② 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。

③ 愛称の使用開始から約1年間、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

(3) 愛称の使用開始予定時期

申込みの日から1年以内に開始することとしますが、後記4により選定した候補者との協議により決定します。

(4) 費用負担

- ① 県が設置した看板（道路標識を除く）の表示変更は、命名権者が施工するものとし、それに要する費用も命名権料とは別に命名権者の負担とします。
この場合、その施工の範囲、実施時期及び内容は県と協議のうえ決定することとします。なお、契約終了後の原状回復についても同様とします。
- ② 県が道路管理者として設置した道路標識を変更する必要がある場合は、県が施工しますが、費用は命名権料とは別に命名権者の負担とします。契約終了後の原状回復についても同様とします。
- ③ 施設パンフレット、封筒等の県の印刷物（新規作成分を対象）及び県ホームページの表示変更については県の負担で実施します。

(5) 応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ① 奈良県から入札参加資格停止措置を受けている者、または奈良県から不利益処分を受けている者
- ② 国税または地方税を滞納している者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続または更生手続開始の決定を受けた者
- ④ 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団の構成員等である者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- ⑥ 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を営む者
- ⑦ その他命名権を取得することが適当でないとして県が認める者

なお、奈良県内に事業所を有するなど「本県との関わり」がある場合については、選定審査の際に考慮することとします。

(6) 留意事項

命名権者の決定後に、命名権者が前記(5)に記載した要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなど命名権者としてふさわしくないと認められるときは、命名権者の決定の取消し又は契約の解除をすることができるものとします。

3 応募の方法

(1) 提出書類

- ① 申込書（別紙様式1）
- ② 会社概要
- ③ 申込の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支計算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにする書類
- ④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
印鑑証明書
- ⑤ 国税及び地方税に滞納がないことを証する書類
- ⑥ 奈良県との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画（様式任意）

(2) 申込期間

平成23年4月1日から随時受け付けます。

ただし、後記4に定める方法による選定審査は、申込み受付の順序にしたがい行うものとし、候補者が決定したときは、その日をもって募集を締め切るとともにその他の申込みについては全て選定審査を行わないで落選として取り扱いますのでご了承ください。

なお、同日に複数の申込みがあった場合の各申込みは、同順位の受付とします。

※ 郵送の場合は、消印日をもって受け付けたものとします。

※ 持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(3) 申込先

奈良県総務部知事公室行政経営課施設改革係（奈良県庁本庁舎6階）
〒630-8501 奈良市登大路町30番地

(4) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間 平成23年4月1日から随時受け付けます。
- ・受付方法 質問票（別紙様式2）にご記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールにより「5 問い合わせ先」まで提出してください。
- ・回答方法 回答は、電話、ファクシミリもしくは電子メールで回答します。（法人名等を除き、質問の概要を県のホームページにおいて公表する場合があります。）

(5) その他

- ① 申込みに要する経費等はすべて応募者の負担とします。

- ② 提出された書類はお返ししません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。(使用は県庁内及び選定委員会での検討に限ります。)
- ④ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

4 選定の方法

別途設置する選定審査会において、応募資格、経営状況、命名権料、契約期間、愛称案等を総合的に判断し、候補者及びその順位を選定します。

なお、応募が1者のみの場合も、選定委員会において命名権者としてふさわしいかどうか審査し、候補者を決定します。

選定審査結果については、公表するとともに、すべての応募者に文書で通知します。

その後、候補者と契約内容について協議を行い、合意に至り次第、命名権者とします。

なお、協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと県が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

5 問い合わせ先

(1) 本募集要項及び制度全般について

奈良県総務部知事公室行政経営課施設改革係

電 話：0742-27-8357(ダイヤルイン) F A X：0742-27-3470

E-mail：gyosei@office.pref.nara.lg.jp

(2) 施設について

○橿原公苑陸上競技場及び野球場

県立橿原公苑

電 話：0744-22-2462(ダイヤルイン) F A X：0744-25-1559

○奈良県文化会館

奈良県文化会館

電 話：0742-23-8921(ダイヤルイン) F A X：0742-22-8003

平成 年 月 日

奈良県知事 あて

所在地
法人名
代表者名

愛称命名権取得申込書

橿原公苑陸上競技場及び奈良県文化会館愛称命名権者募集要項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

希望施設 ※ ○印をお付け下さい	・橿原公苑陸上競技場 ・奈良県文化会館
法人名	
業種	
業務内容	
応募の動機	
希望契約期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで () 年間
応募金額	年額 円 (消費税及び地方消費税を含む)
愛称案(複数可) ※ 理由もお書き下さい	
連絡先	担当部署名
	担当者役職・氏名
	電話番号
	F A X
	E-mail

【添付書類】

- 会社概要及び直近3ヶ年の財務状況を明らかにする書類及び業務の内容を明らかにする書類
- 登記事項証明書(商業登記簿謄本)
- 印鑑証明書
- 国税及び地方税に滞納がないことを証する書類
- 奈良県との関わり
地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画(様式任意)

平成 年 月 日

奈良県総務部知事公室行政経営課施設改革係
県立橿原公苑
奈良県文化会館

あて

質 問 票

質問事項		
内 容		
連 絡 先	法 人 名	
	担当部署名	
	担当者役職・氏名	
	電 話 番 号	
	F A X	
	E - m a i l	